

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）等に対する意見募集

令和8年7月3日
財務省

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

第221回国会（特別国会）において、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に適切に対応する観点から必要な措置を講ずる「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和8年法律第30号。以下「改正法」という。）」が成立しました。

改正法の施行に伴い、対内直接投資等に関する政令等の改正を行うこととしました。つきましては、皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- (1) 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）
- (2) 外国為替に関する省令の一部を改正する省令（案）
- (3) 対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）
- (4) 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（案）
- (5) 対内直接投資等に関する命令第三条第二項、第三項、第七項及び第八項、第三条の二第四項及び第五項、第四条第三項及び第四項並びに第四条の三第三項及び第四項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報及び法人を定める件（案）
- (6) 財務省、経済産業省告示（財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術）（案）

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年7月3日（金）～令和8年8月2日（日）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8940

東京都千代田区霞が関3-3-1

財務省国際局調査課投資企画審査室 パブリックコメント担当 宛

(2) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の電子メールアドレス宛にお送り下さい。

電子メールアドレス：gaitame-kaisei@mof.go.jp

（電子メールの件名を「外国為替令及び対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対する意見」として下さい。）

(3) 電子政府の総合窓口（e-Gov）

電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメントのページ中の意見提出フォームより提出して下さい。（※ 別紙の意見提出用紙は不要。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、御記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。

外国為替令及び対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	